

福島県施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修実施主体認定要領  
(幼稚園・認定こども園)

1 目的

この要領は、令和4年12月7日付府子本第1017号・4初幼教第23号・子保発1207号第1号内閣府・文部科学省・厚生労働省子ども家庭局担当課長連名通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について」（以下「国通知」という。）に基づき、幼稚園及び認定こども園に対して研修を実施する幼稚園関係団体等について、処遇改善等加算Ⅱに係る研修の実施主体（以下「研修実施主体」という。）としての認定を行うに当たって必要な事項を定めるものである。

2 認定の要件

知事は、申請者が次に掲げる要件をいずれも満たす場合に、研修実施主体として認定するものとする。

- (1) これまで、幼稚園に対する研修にあつては幼稚園教諭又は保育教諭等に対し、認定こども園に対する研修にあつては保育教諭・幼稚園教諭・保育士等に対し、研修を実施してきた実績を有すること。
- (2) 実施する研修が体系的に整理されているとともに、個々の研修の目的及び内容が明確となっていること。
- (3) 研修修了の証明及び研修受講歴の情報管理を行う能力を有すること。
- (4) 研修の運営等に関し適切な判断と指示を行うことができる研修責任者を選定していること。
- (5) 研修の安定的、継続的運営に必要な財政基盤を有すること。
- (6) 団体の役員又は関係者等が暴力団員等（福島県暴力団排除条例第2条第3号に規定する「暴力団員等」をいう。）又は、社会的避難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則第4条各号に規定する「社会的非難関係者」をいう。）に該当する者でないこと。
- (7) その他、本要領に定める事項が遵守されること。

3 認定の申請

研修実施主体として認定を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、必要事項を記載した「福島県処遇改善等加算Ⅱに係る研修の実施主体認定申請書（幼稚園・認定こども園）」（要領様式第1号）（以下「申請書」という。）に以下のアからキまでの必要書類を添付して知事に提出しなければならない。

ア 申請書記載の添付書類

イ 研修実施機関の概要がわかる書類（設立趣旨、事業パンフレット等）

ウ 役員名簿

エ 事業者規約（定款、寄付行為等）

オ 直近の決算書

カ その他知事が必要と認める書類

#### 4 認定の決定

- (1) 知事は、3により申請者から申請があったときはその可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。
- (2) 知事は、研修実施主体として認定した団体名をホームページにて公表する。

#### 5 認定の効力

認定の効力は認定した日以降継続する。ただし10により、知事が認定の取消しを行った場合は、この限りではない。

#### 6 申請の補正

知事は、申請書の記載事項又は必要書類の内容が要件に適合しないときは、申請者に対し、相当の期間を定めて当該申請の補正を求めることができる。

#### 7 変更等の届出

研修実施主体は、認定を受けた後に、認定に係る内容の変更が生じるときは、「福島県処遇改善等加算Ⅱに係る研修実施主体認定変更届（幼稚園・認定こども園）」（要領様式第2号）により、速やかに知事に提出しなければならない。ただし、軽微な変更である場合は、この限りではない。

#### 8 認定の廃止届

- (1) 研修実施主体は、研修事業を廃止する場合は、「福島県処遇改善等加算Ⅱに係る研修実施主体認定廃止届（幼稚園・認定こども園）」（要領様式第3号）を知事に提出する。
- (2) 知事は、(1)の届出を受理した場合は、研修実施主体に通知する。  
なお、「福島県処遇改善等加算Ⅱに係る研修実施主体認定廃止届（幼稚園・認定こども園）」の受理に伴い、研修実施主体としての認定は廃止する。

#### 9 調査及び指導等

- (1) 知事は、研修の適切な実施を確保するため必要があると認められるときは、研修実施主体に対して、研修事業の実施状況等について、実地に調査を行うとともに、報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。
- (2) 知事は、研修実施主体の研修実施状況等に関して適当でないと認めるときは、研修実施主体に対して改善の指導を行うことができる。  
また、指導による改善が認められるまで研修実施主体の実施する研修の中止を命ずることができる。

#### 10 認定の取消

- (1) 知事は、研修実施主体が、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。
  - ア 2に掲げるいずれかの要件に該当しなくなったとき。
  - イ 認定申請等において虚偽の申請、報告又は届出等を行ったとき。

ウ 研修を適正に実施する能力に欠けると認められるとき。

エ 研修の実施に関し、不正な行為があったとき。

オ 9 に定める調査に応じないとき又は改善指導に従わないとき。

カ その他研修実施主体として不適切と判断される時。

(2) 知事は、(1) による取消をしたときは、研修実施主体にその旨を通知する。

(3) 知事は、(1) による取消を行った研修実施主体名及び取消年月日等を公表するものとする。

#### 11 個人情報等の取扱い

研修実施主体は、知り得た個人情報の取扱いについて十分に留意し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### 12 その他

この要領に定めるもののほか、研修実施主体の認定等について必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この要領は、令和6年12月17日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に認定を受けている研修実施主体については、この要領に基づき認定を受けたものとみなす。